

3月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和5年3月27日(月)
開催日時	午後3時00分
開催場所	別館3階大会議室
出席委員	教育長 三笥 眞治郎 職務代理者 木下 靖郎 委員 諫本 憲司 委員 佐々木 美徳 委員 梶原 眞由美
出席参与	教育次長 中山 敏章 教育総務課長 瀬口 英隆 社会教育課長 園田恭一郎 学校教育課長 西胤 英明 淡窓図書館長 穴井 健生 文化財保護課長 吉田 博嗣 咸宜園教育研究センター長 梶原 健市 博物館長 行時 志郎 兼世界遺産推進室長 スポーツ振興課長 梶原 秀一 人権・部落差別解消教育課長 伊東 和史 学校給食課長 本川 明
書記	教育総務課 総務企画係 主幹(総括) 渡辺 寛幸
附議議案	議案第10号 日田市心身障害児適正就学指導委員会規則の一部改正について 議案第11号 日田市立小中学校管理規則の一部改正について 議案第12号 旧日田市中津江ホール用地の変更について 議案第13号 日田市立博物館条例施行規則の一部改正について 議案第14号 日田市立博物館協議会委員の任命について 議案第15号 日田市指定文化財の指定解除について 議案第16号 日田市補助金等交付規則第4条の規定による補助対象、補助率及び補助金等交付申請の時期を定める告示の一部改正について 議案第17号 日田市スポーツ推進委員の委嘱について 議案第18号 日田市教育委員会公印規則の一部改正について 議案第19号 日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正について 議案第20号 使用料の減免団体の統一に伴う教育委員会関係規則の整備について 協議事項1 日田市児童福祉施設苦情調査委員会委員の推薦について 協議事項2 日田市高齢者保健福祉計画策定委員会委員の推薦について

報告第4号	令和5年2月期寄附採納について
報告第5号	令和4年度1月日田市実施分学力調査の結果について
報告第6号	行政職員の人事異動について

教 育 長	<p>ただいまから3月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>前回議事録の確認でございますけれども、議事録について変更はございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>御了解いただけましたら、会議終了後に御署名をお願いいたします。</p> <p>教育長の一般報告につきましては、御手元に配付しております資料により報告とさせていただきます。</p> <p>それでは早速議事に入りたいと思います。</p> <p>最初に追加議案の議案第20号について説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>議案第20号 使用料の減免団体の統一に伴う教育委員会関係規則の整備についてでございます。</p> <p>追加議案集の50ページから52ページの概要で御説明をいたします。50ページをお開きください。</p> <p>まず、1番目の改正の理由についてでございますが、市では、第5次日田市行政改革大綱第2期実行プランにおいて、施設使用料の見直しを行い、受益者負担の適正化と公平性の確保を図ることとしておりますが、現行の規則において、使用料の減免における記載が統一されていないことによりまして、同一団体であっても異なる区分で処理が行われております。</p> <p>そこで、使用料の減免団体の処理区分を全庁的に統一することを目的として、地方創生推進課長通知により、減免ができる場合及び減免ができる団体に関する方針が示されたことを受けまして、教育委員会の関係規則について所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>2番目の通知の内容についてでございますが、今回の統一は、現行の運用に合わせて減免団体の記載の整理を行ったもので、全ての施設において、一律に減免するのではなく、減免ができる場合及び減免ができる団体の区分や表現の統一を図ったものでございます。</p> <p>減免ができる場合は、50ページ下段の(1)から(7)の項目でございます。</p> <p>51ページに記載の減免ができる団体につきましては、(6)の学校教育団体と(7)の社会教育団体等の内容の整理を行った上で詳細に分類し、具体的に示したものでございます。</p> <p>52ページをお開きください。3番目の教育庁各課の改正規則についてでございますが、合計で15本の改正がございまして、これを担当課別に掲載しております。</p> <p>改正内容につきましては、追加議案集の1ページから49ページ</p>

<p>教 育 長</p>	<p>ジに掲載しております。</p> <p>次に、市における減免団体の統一に関する方針についてでございますが、市長部局においても同様の改正を行う予定でございます。</p> <p>最後に本改正規則の施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>議案第20号についての説明でございましたけれども、これについて何か御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>それではないようですので、議案第20号につきましては、原案の通り可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第20号は原案の通り可決されました。</p> <p>続きまして議案第10号について説明をお願いします。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>議案第10号 日田市心身障害児適正就学指導委員会規則の一部改正についてでございます。</p> <p>議案集は1ページから3ページになります。2ページをお願いいたします。</p> <p>改正の理由ですが、1の改正の目的でございますように、現在生じております委員の任期満了日のずれを解消し、任期の統一を図るものでございます。</p> <p>具体的には2の現委員の状況を御覧ください。こちらに記載しておりますのは、今年度の4月定例教育委員会において、委員の委嘱について御議決いただきました内容でございます。</p> <p>表の右端の任期の欄を御覧ください。委員の任期は2年ですが、補欠の委員については、前任者の残任期間で委嘱しております。今年度の委員の任期を見ますと、1番から6番までは、前年度からの引き続きの委員で、7番から11番目の5人は、補欠の委員で前任者の残任期間の委嘱、さらに12番から14番までの3人の委員は、別の2年間で委嘱を行っている状況でございます。</p> <p>このようになった経緯でございますが、3ページの3に記載しておりますように、平成24年度に区分別の委員数を整理した際に、異なる任期の委員が生じたものでございました。</p> <p>そこで、今回、附則に任期の特例という規定を設けまして、令和5年度に新たに委嘱される委員についてのみ、任期を1年とすることで、令和6年度以降に委嘱する委員の任期を統一しようと</p>

<p>教 育 長</p>	<p>するものでございます。</p> <p>なお、この規則は、令和5年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>また、補足でございますが、この規則によります令和5年度の委員の委嘱につきましては、令和5年4月の定例教育委員会において提案させていただく予定としております。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>議案第10号の説明でございましたけれども、これについて何か御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>それでは議案第10号につきましては、原案の通り可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第10号は原案の通り可決されました。</p> <p>続きまして議案第11号について説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>議案第11号 日田市立小中学校管理規則の一部改正についてでございます。</p> <p>議案集は4ページから6ページでございます。6ページをお願いいたします。</p> <p>改正の理由についてでございますが、1の改正の目的でございますように、大分県立学校管理規則の一部改正により、県立学校の事務職員の補職名の整理が行われることに伴い、市立小中学校の事務職員につきましても、同様に補職名の整理を行うものでございます。</p> <p>具体的には、次の2の改正の理由に記載させていただいておりますが、大分県立学校管理規則で県立学校の職員組織について定めております。</p> <p>令和5年4月から定年引上げ及び暫定再任用制度等が導入されることに伴いまして、大分県知事部局における補職名と統一するため、県立学校の再任用事務職員の補職名として、令和5年4月から新たに専門員の職がこの規則において規定される予定となっております。</p> <p>そこで、市立小中学校の事務職員につきましても、県立学校の事務職員と同様の取扱いとするため、事務職員の補職名として、県と同様、専門員の職を新たに設置するものでございます。</p> <p>なお、専門員という職につきましては、6ページ中段に記載しておりますとおり、担当業務に関して専門的な知識を有するスタッフ職であり、適用される職員につきましては、再任用事務職員として勤務する事務職員のみとなる予定でございます。</p>

	<p>施行日は、県と同様に令和5年4月1日からでございます。 学校教育課からは以上でございます。</p>
教 育 長	<p>議案第11号についての説明でございましたけれども、これについて何か御質疑はございませんでしょうか。</p>
木 下 委 員	<p>この件につきましては、定年の延長に伴うものかと思いますが、管理職については役職定年ということで、60歳で役職定年ということになるわけですけれども、管理職の方についても60歳以降は新たな補職の専門員となるのでしょうか。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>管理職についても同様に専門員という取扱いになります。</p>
木 下 委 員	<p>学校現場の教員につきましても同じような扱いになろうかと思うのですが、そのことについて何かお聞かせできることがあればお聞きしたいと思います。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>今回は県費負担の事務職員ということで、県立学校と同様の取扱いとなっております。一般の教職員について、補職名の変更があるかということについては今のところ伺っておりません。退職年齢が延びますので、再任用教諭としての採用が一般的ではないかと考えております。</p> <p>また、再任用については今は暫定期間ですので、定年が延びた年齢の方は役職定年をして、教諭もしくは指導教諭となると伺っております。</p>
教 育 長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>それでは議案第11号については、原案の通り可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第11号は原案の通り可決されました。</p> <p>続きまして議案第12号について説明をお願いします。</p>
社 会 教 育 課 長	<p>議案集の7ページ、議案第12号 旧日田市中津江ホール用地の変更についてでございます。</p> <p>少し経緯を触れさせていただきますが、上津江・中津江地区の福祉関係の公共施設につきましては、土砂災害特別警戒区域に立地しておりましたことから、近年の大雨などによる自然災害が頻発する状況に鑑みまして、より安全な場所への移転を検討していたところでございますが、令和2年7月豪雨により、中津江の高</p>

	<p> 齢者生活福祉センターが被災したことでこの検討が加速し、中津江ホールが立地する安全な場所に、ホールを廃止して上津江・中津江地区の統合したこども園と高齢者生活福祉センターの建設を進めることとなりました。 </p> <p> 教育委員会といたしましては、中津江ホールの廃止という方向性に基づき、令和4年4月には条例及び規則を廃止したところでございます。また、現在はホール解体工事も完了し、更地になっておりますが、それぞれの施設建設に向けて準備を行っている状況でございます。 </p> <p> そこで、今回、当該用地について各施設管理の担当課へ所管換えを行おうとするものでございます。 </p> <p> 対象用地の図面は10ページ、施設配置図を11ページにお示ししております。社会教育施設用地として2筆ございまして、中津江村栃野4363の11、面積828㎡と、同じく4344の1の一部、5520㎡を合わせた6348㎡を高年齢福祉施設用地として長寿福祉課へ、同様に4344の1の一部、5665㎡を児童福祉施設用地としてこども未来課へ所管換えを行うものでございます。 </p> <p> 8ページと9ページに変更内容をお示ししておりますが、用地の明細や理由については先ほど申し上げたとおりで、教育委員会の議決を経て、所管及び用途の変更手続を行ってまいります。 </p> <p> 私からは以上でございます。 </p>
<p>教 育 長</p>	<p> 議案第12号 旧日田市中津江ホール用地の変更についての説明でございましたけれども、これについて何か御質疑はございませんでしょうか。 </p>
<p>諫 本 委 員</p>	<p> 最初に少し説明がありましたように、これまでの経過の中でいろいろ大変なことがあってここまで来たと思いますが、解体まで進み、今のところ地元の方の理解や安堵など、その辺りはいかがでしょうか。 </p>
<p>社 会 教 育 課 長</p>	<p> 少し聞いたところでは、中津江ホールを愛する会が存在しましたが、特に発言をするようなこともございませんし、ホールの機能が中津江公民館に移り、逆に喜んでもらっているところもございまして、今のところ問題はないようでございます。 </p>
<p>教 育 長</p>	<p> ほかにございませんでしょうか。 ないようですので、議案第12号については原案の通り可決し </p>

<p>博 物 館 長</p>	<p>てもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第12号は原案の通り可決されました。</p> <p>続きまして議案第13号について説明をお願いします。</p> <p>議案第13号 日田市立博物館条例施行規則の一部改正について御説明いたします。議案集16ページをお開きください。</p> <p>本案は、日田市立博物館条例の一部改正に伴い、本条例に伴う施行規則の一部を改正するものです。</p> <p>改正案第1条は、博物館条例に移動が生じたため、第6条を第10条の規定に改める引用条項の整理を行うものです。</p> <p>また、旧施行規則では、第5条、第6条、第7条において、博物館の管理規定を定めていましたが、これらを新たに博物館条例に規定したため、本規則から削除するものです。</p> <p>このほか、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、新たに第5条で委任規定を設けるものです。</p> <p>12ページから14ページに博物館施行規則の改正案を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。</p> <p>博物館からは以上です。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第13号についての説明でございましたけれども、これについて何か御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>条項の移動という内容でございましたけれども、ないようですのでお諮りをしたいと思います。</p> <p>議案第13号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第13号は原案の通り可決されました。</p> <p>続きまして議案第14号について説明をお願いします。</p>
<p>博 物 館 長</p>	<p>議案第14号 日田市立博物館協議会委員の任命について御説明いたします。議案集18ページをお開きください。</p> <p>令和5年4月1日施行の日田市立博物館条例第8条では、博物館協議会の委員は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が任命するとし、任期は2年と定めております。</p> <p>19ページをお開きください。今年度3月31日をもって10番の橋本裕太委員が退任されることになりました。</p> <p>17ページにお戻りください。このため、新たに有識者である10番の興津久豊様を加えた10名の方を博物館協議会委員とし</p>

<p>教 育 長</p>	<p>て任命するものでございます。</p> <p>なお、任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>博物館からは以上でございます。</p> <p>議案第14号 日田市立博物館協議会委員の任命についての説明でございました。</p> <p>これにつきまして何か御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>それではないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第14号につきましては、原案の通り可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第14号は原案の通り可決されました。</p> <p>続きまして議案第15号について説明をお願いします。</p>
<p>文化財保護課長</p>	<p>議案第15号 日田市指定文化財の指定解除について御説明いたします。</p> <p>議案集は20ページから22ページでございます。初めに21ページの概要資料を御覧ください。</p> <p>1番の根拠法令でございます。日田市文化財保護条例第35条、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合、その他特殊な事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができることと定められております。</p> <p>2番目の指定を解除する文化財についてでございます。指定名称は天然記念物「イタヤカエデの木」、指定年月日は平成16年10月8日、形状等は、樹齢は不明、幹周は3.35m、樹高は15m、枝張は東西南北に4mとなっております。所在地は日田市上津江町上野田1641番地です。</p> <p>解除の理由についてでございますが、個人が所蔵しておりましたイタヤカエデにつきまして、経年の劣化により根本部分の腐朽による空洞化が進み、樹勢が衰えていた中で、令和4年7月19日から降り続いた大雨の影響で、同年7月20日に根本から倒伏いたしました。倒伏した状態からの延命は困難であるため、このたび、所有者から滅失届が提出されたものでございます。</p> <p>次に、日田市文化財保護審議会の答申についてでございます。先ほど御説明しました状況を受けまして、教育委員会は令和5年1月20日に日田市文化財保護審議会に対し、市指定文化財の解除についての諮問を行い、同年2月14日、同審議会からの指定解除に係る答申を受けたものでございます。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>22ページには倒伏前の写真、そして倒伏後の写真を比較して添付しております。御確認をいただきたいと思います。</p> <p>それでは20ページにお戻りください。解除の理由についてでございますが、日田市文化財保護審議会から市指定天然記念物の指定を解除することについて答申を受けたため、日田市文化財保護条例第35条第1項の規定に基づき、指定を解除するものでございます。</p> <p>なお、指定解除後の日田市指定文化財の件数は計91件、そのうち天然記念物は21件となります。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p> <p>議案第15号 日田市指定文化財の指定解除についての説明でございましたが、これについて何か御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>それでは議案第15号については、原案の通り可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第15号は原案の通り可決されました。</p> <p>続きまして、議案第16号について説明をお願いします。</p>
<p>スポーツ振興課長</p>	<p>私からは、議案第16号 日田市補助金等交付規則第4条の規定による補助対象、補助率及び補助金等交付申請の時期を定める告示の一部改正について御説明いたします。</p> <p>議案集では23ページから24ページでございます。</p> <p>日田市補助金等交付規則第4条では、補助金等の名称、補助対象経費、補助率及び交付申請の時期等は、市長が別に定めると規定されております。</p> <p>今回、24ページにございます表左側の改正後の太枠で囲んでおります「スポーツツーリズム推進事業助成金」を令和5年度から設け、スポーツツーリズムを推進するため、日田市内でスポーツ合宿を行う団体に対して費用を助成することといたしましたことから、新たに加えるものでございます。</p> <p>科目は教育費、補助金の名称はスポーツツーリズム推進事業助成金、補助金等の対象とする経費はスポーツ合宿に要する経費、補助率は予算で定める額、補助金等交付申請の時期は、補助を受けようとする年度の3月末日までとしております。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第16号についての説明でございましたけれども、これについて何か御質疑はございませんでしょうか。</p>

木下委員	この助成金について、来年に予定されている事業がございますか。
スポーツ振興課長	<p>周知期間等がございまして、補助金の申請を5月1日からと予定しております。</p> <p>それ以降に日田市内で合宿を行う団体に対して助成を行うことになっておりまして、鯛生スポーツセンターなどの施設で予約や施設利用を行う団体について助成を考えているところでございます。</p>
教 育 長	<p>ほかに何かございせんか。それではお諮りします。</p> <p>議案第16号につきましては、原案の通り可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第16号は原案の通り可決されました。</p> <p>続きまして議案第17号について説明をお願いします。</p>
スポーツ振興課長	<p>議案第17号 日田市スポーツ推進委員の委嘱について御説明いたします。別紙の右上に差替えと四角で囲んでおりますものをお願いいたします。25ページから31ページでございます。</p> <p>まず、28ページをお願いいたします。</p> <p>スポーツ基本法第32条第1項では、市町村の教育委員会は、当該市町村のスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、スポーツ推進委員を委嘱するものと規定されております。</p> <p>また、日田市スポーツ推進委員規則第4条第1項の規定により、委員の任期は2年となっており、その任期が今月末で満了となることから、新たにスポーツ推進委員を委嘱するものでございます。</p> <p>委嘱します方は、25ページから27ページにありますように38名でございます。選出の区分は、各地区のスポーツ協会や体育協会から推薦をいただいた方23名、学識経験を有する方15名で、このうち新任の方が8名、再任の方が30名となっております。</p> <p>任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>なお、選任前のスポーツ推進委員につきましては、29ページから31ページの通りで、網掛けをしている方は今回退任する方でございます。</p> <p>以上でございます。</p>

教 育 長	議案第17号 日田市スポーツ推進委員の委嘱についての説明 でございましたけれども、これについて何か御質疑はございませ んでしょうか。
木 下 委 員	推進委員一覧の選任区分のところを見ますと、同じ地区から2 名選出している場合と、1名のみ選出している場合があります が、何か基準等はあるのでしょうか。
スポーツ振興課長	特に基準というものは無いのですが、人口が多い地区などは2 名でお願いしておりますし、「ぜひやりたい」という意欲のある 地区につきましては2名選出してもらうなど、スポーツ協会や体 育協会から推薦をいただいている状況でございます。
佐 々 木 委 員	この方たちには必要経費といったものを支払えたりするの でしょうか。
スポーツ振興課長	スポーツ推進委員の方は非常勤特別職ということで、年額1万 8,400円の報酬を支払っているところでございます。
梶 原 委 員	学識経験者の方についてですが、その他の方と同じように地区 別があるのかということと、人数が決まっているのかどうかにつ いて教えてください。
スポーツ振興課長	学識経験者につきましては、特に地区からお願いするというこ とではなくて、御覧のように経験年数のある方でございまして、 元々は地区から推薦されていた方が、年数を経過した後に学識経 験という枠に、本人の了承の下、移っていただくという形をとら せていただいております。
教 育 長	学識経験の定員は、何人までということがあるのですか。
スポーツ振興課長	定員については、特にございません。 ただし、地区推薦や、スポーツ協会や体育協会の推薦を含めて 全体で50名となっておりますので、全体の定員を考えた上で、学 識経験者の方の人数を決めているところでございます。
教 育 長	ほかにはございせんか。 それではないようですので、議案第17号につきましては、原

<p>学校給食課長</p>	<p>案の通り可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第17号については原案の通り可決されました。</p> <p>続きまして議案第18号及び第19号を一括して説明をお願いします。</p> <p>議案第18号 日田市教育委員会公印規則の一部改正及び議案第19号 日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正について、関連議案ですのであわせて御説明させていただきます。</p> <p>議案につきましては、議案第18号 日田市教育委員会公印規則の一部改正が32ページから34ページ、議案第19号 日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正が35ページとなります。</p> <p>36ページの資料をお願いいたします。</p> <p>改正の理由でございますが、両議案につきましては、日田市大山学校給食共同調理場を廃止する議案が3月議会で可決されたことに伴いまして、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>議案第18号につきましては、大山学校給食共同調理場長の公印の廃止を行うものでございます。</p> <p>議案第19号につきましては、文書取扱規程におきます記号の削除を行うものでございます。</p> <p>施行日は令和5年4月1日からとなります。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第18号と議案第19号を一括した説明でございました。</p> <p>これについて何か御質疑はございませんか。</p> <p>それでは、お諮りします。</p> <p>議案第18号及び議案第19号につきましては、原案の通り可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第18号及び19号は原案の通り可決されました。議案は以上でございます。</p> <p>続きまして協議事項に入ります。</p> <p>最初に協議事項Ⅰ 日田市児童福祉施設苦情調査委員会委員の推薦について説明をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>協議事項Ⅰ 日田市児童福祉施設苦情調査委員会委員の推薦についてでございます。</p> <p>議案集の38ページをお願いいたします。</p> <p>日田市児童福祉施設苦情調査委員会委員となっております古</p>

	<p>田委員の任期が本年3月31日をもって満了しますことから、後任の委員の推薦につきまして、2月16日付けでこども未来課より依頼を受けたところでございます。</p> <p>39ページを御覧ください。</p> <p>根拠となる規則を掲載しておりますが、第1条に規定しております通り、日田市児童福祉施設苦情調査委員会は、日田市認定こども園及び小規模保育園並びに日田市児童館及びチャイルドプラザの利用者などから、福祉サービスに対する苦情を迅速かつ適切に解決するため、中立かつ公平な第三者機関として設置するものでございます。</p> <p>任期は2年間で、令和5年4月1日から令和7年3月31日まででございます。</p> <p>教育委員会から1名の推薦依頼でございますので、古田嘉寿美委員の後任の委員について御協議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明の通り、1名の推薦依頼があるということでございます。</p> <p>教育委員の皆さん方から、御意見いただけますか。</p>
木 下 委 員	<p>事前に教育委員で協議をしました結果、引き続き古田委員にお願いすることと決定しましたので、本委員に古田委員を御推挙いたします。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>古田委員を推薦したい旨の御意見をいただきました。</p> <p>皆様、御承認いただけますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは御承認いただきましたので、古田委員を推薦したいと思います。事務局で推薦の手続きをお願いします。</p> <p>続きまして、協議事項2 日田市高齢者保健福祉計画策定委員会委員の推薦について説明をお願いします。</p>
教 育 総 務 課 長	<p>協議事項2 日田市高齢者保健福祉計画策定委員会委員の推薦についてでございます。</p> <p>議案集の40ページをお願いいたします。</p> <p>日田市高齢者保健福祉計画策定委員会の委員となっております木下委員の任期が本年3月31日をもって満了しますことから、後任の委員の推薦につきまして、2月28日付けで長寿福祉課よ</p>

	<p>り依頼を受けたところでございます。</p> <p>41ページを御覧ください。</p> <p>根拠となる設置要綱を掲載しておりますが、第1条に規定しております通り、日田市高齢者保健福祉計画策定委員会は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、日田市高齢者保健福祉計画の策定及び進行管理を行うために設置するものでございます。</p> <p>任期は3年間で、令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。</p> <p>教育委員会からは1名の推薦依頼でございますので、木下靖郎委員の後任の推薦について御協議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明の通り、委員1名の推薦ということでございますけれども、教育委員の皆さま方から何か御意見ありますでしょうか。</p>
諫 本 委 員	<p>事前に教育委員で相談をいたしまして、木下委員に引き続き担当していただきたいということで、推薦したいと思います。</p>
教 育 長	<p>木下委員を推薦したいということでございますけれども、木下委員いかがでしょうか。</p>
木 下 委 員	<p>お受けいたします。</p>
教 育 長	<p>木下委員に御了承いただきましたので、木下委員を推薦したいと思いますがよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは事務局で推薦の手続をお願いいたします。</p> <p>次に、報告事項について説明をお願いいたします。</p> <p>報告第4号についてお願いします。</p>
書 記	<p>議案集の43ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 令和5年2月期寄附採納についてでございます。</p> <p>地区寄附の採納は2名、2件でございますが、1件目は、殿町の伊藤政男様から小野小学校へ、香典返しとして5万円の御寄附をいただいております。</p> <p>2件目が隈2丁目の南木仁様から日隈小学校へ、児童図書29冊、6万円相当を御寄附いただいております。</p> <p>南木様からは、昭和52年から継続して御寄附をいただい</p>

<p>教 育 長</p>	<p>るところでございます。</p> <p>次に、一般寄附の採納が4団体、2名、5件でございます、1件目は、公益社団法人日田玖珠法人会様から市内各小学校の新1年生へ、防犯ブザー472個、31万9,308円相当を御寄附いただいております。</p> <p>日田玖珠法人会様からは、平成21年度から継続して御寄附をいただいております。</p> <p>2件目が学校法人神戸学園グループ様から市内各小学校へ、台湾バナナ4,080本、相当額は不明でございますが、御寄附をいただいております。</p> <p>学校法人神戸学園グループの総長蔣惠萍様は、台湾ご出身でございますが、母国の台湾で丹精込めて育てられた台湾バナナを小学校に寄附することにより、日本の教育業界で人材育成に取り組ませてもらっていることへの感謝と、台湾の食文化に触れ、台湾に対する一層の理解を深めてほしいというお気持ちで御寄附をいただいたものでございます。</p> <p>なお、同グループ様は、今回日田市だけでなく、九州各地の小学校に対しましても同様の御寄附をされているようでございます。</p> <p>3件目が、九州労働金庫日田支店様から市内各小学校の現1年生へ、反射ホイッスル527個、相当額は不明でございますが、九州労働金庫様が実施する「未来を担う子供を守る社会貢献活動」の一環として御寄附をいただいたところでございます。</p> <p>4件目が、熊本市の田代康彦様、田代憲司様から咸宜園教育研究センターへ、2万円を御寄附いただいております。</p> <p>田代様は、咸宜園門下生の子孫でいらっしゃる御縁で、咸宜園の調査・研究に役立ててほしいとの思いから御寄附をいただいたところでございます。</p> <p>5件目が、令和4年度日田市役所退職者16名の方から市民文化振興基金へ、32万円を寄附いただいております。</p> <p>日田市役所の退職者の皆様からは、例年、市民文化振興基金に御寄附をいただいているところでございます。</p> <p>2月につきましては、以上7件、金額が39万円、物品相当額が37万9,308円、合計76万9,308円の御寄附をいただいております。</p> <p>報告第4号につきましては、以上でございます。</p> <p>報告第4号 令和5年2月期の寄附採納についての報告でございましたけれども、何か御質疑はございませんでしょうか。</p>
--------------	--

<p>学校教育課長</p>	<p>それではないようですので、続きまして報告第5号について説明をお願いします。</p> <p>報告第5号 令和4年度1月日田市実施分学力調査結果についてでございます。別冊の1ページをお願いします。</p> <p>本調査でございますが、本年度は令和5年1月13日金曜日に実施しました。</p> <p>調査対象学年と受験者数については、御覧の通りでございます。(4)用語の説明の中で、標準スコアという表記がありますが、全国の正答率を50と見たときの日田市の平均正答率の換算値、いわゆる偏差値と捉えていただければと思います。</p> <p>2ページをお願いします。調査結果の概要でございます。</p> <p>表の見方についてですが、各学年の上段、R4標準スコアが今年度の結果でございます。その下のR3標準スコアは、同一集団の昨年度の数値となります。従いまして、2年生であればR3標準スコアは1年生のときの標準スコアと捉えていただければよろしいかと思えます。</p> <p>1年生につきましては、昨年度は入学前ですので、R3標準スコアはございません。また、4年生につきましては、3年次までは国語と算数のみの受験となりますので、社会と理科の前年度の数値はございません。</p> <p>網かけの部分が全国値以上、いわゆる偏差値50以上の評価となっております。</p> <p>教科数から見ますと、令和4年度の標準スコアを1年生の2教科から6年生の4教科まで足すと18教科ございます。このうち全国値以上が15教科で、全国平均以上の教科数の割合が83%となっております。</p> <p>これに対し、令和3年度の標準スコアで同じような換算をしてみますと、14教科中11教科、79%となっておりますので、昨年度より若干、向上しております。</p> <p>具体的な評価ですが、算数については、全ての学年で2年連続偏差値50を上回っております。</p> <p>一方、理科につきましては、4年生と6年生で49ということで、少し課題が確認されております。</p> <p>続いて中学校です。</p> <p>全国平均以上の教科数の割合については、令和4年度が10教科中6教科、60%、昨年度が9教科中7教科、78%であったことから考えると、全体的に少し下降傾向であったこととなります。</p>
---------------	--

具体的な教科で見ますと、国語については2学年とも2年連続全国標準以上となっておりますが、英語については少し厳しい結果が出ておりますので、来年度も引き続き教科指導に力を入れてまいりたいと考えております。

3ページ、4ページ、5ページにつきましては、同一集団の経年比較となっておりますので、御参考にしていただければと思います。

6ページをお願いします。4 現状と分析でございます。

小学校につきましては、現状の結果と成果・課題の見られた問題内容については、御覧のとおりです。

分析を御覧ください。

2つ目にありますように、国語は全学年で「文章を書く」が全国平均を上回っており、日記や作文における日々の指導の成果が認められます。

一方、4つ目の全国平均を下回った5年社会では、資料やグラフを読み取ることに課題が見られます。

続いて7ページの中学校です。

同じように、結果や課題になった問題内容について、お示ししております。

分析の1番上、国語は5年連続で1、2年生とも標準スコアが全国平均を上回っており、安定した状況が続いております。特に「書くこと」についての力が定着しております。

一方、4つ目の1年生の英語、2年生の数学、理科、英語では、「基礎」「活用」や3つの観点のほとんどの項目で標準スコアが50を下回っておりますことから、単元計画の作成と1時間ごとに付けたい資質・能力を明確にした授業の推進が更に必要と考えております。

8ページをお願いします。

これらを踏まえた今後の取組についてでございます。大きな柱として2つありますが、1つ目は、当該学年での学習内容の年度内での確実な定着を図るための取組です。

年度内に定着が不十分な単元や領域についての補充学習を行いました。それから4つ目の丸ですが、春休みの課題・宿題については、各学年の学習内容とあわせて、今回の調査結果で十分でない学習内容についても内容として課しております。

2つ目の柱は、本年度当初から行っております日田市学力向上の取組の継続です。これにつきましては、付けたい力を意識した密度の濃い授業への改善、学習定着状況の確実な把握、補充学習という3つの柱で取組を進めているところでございます。

<p>教 育 長</p>	<p>説明は以上でございます。</p> <p>報告第5号の説明でございましたけれども、これについて何か御質疑等ございませんでしょうか。</p> <p>3年間のコロナ禍の中で、学級閉鎖等いろいろな状況があったと思いますけれども、令和5年度はこれまでと違い、前のような状況に戻ってくるのではないかと考えています。</p> <p>子どもたちの学力定着、向上にまた力を入れていかなければいけないと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは続きまして、追加の報告第6号について説明をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>追加議案集の53ページをお願いいたします。</p> <p>報告第6号 行政職員の人事異動について御報告いたします。</p> <p>まず、令和5年3月31日付けの人事異動についてでございます。文化財保護課嶋崎主幹（総括）が定年退職でございます。また、淡窓図書館橋本主査が再任用退職でございます。退職は、以上の2名になります。</p> <p>55ページを御覧ください。</p> <p>令和5年4月1日付け人事異動でございます。</p> <p>初めに、市長部局への転出が中山教育次長を始め11名でございます。56ページに移りまして、市長部局等からの転入が教育次長の高倉保徳を始め10名でございます。</p> <p>57ページの教育庁内での異動が1名で、咸宜園教育研究センターの若杉主幹（総括）が文化財保護課への異動になります。その下の昇格は3名で、採用は、新採用と再任用職員をあわせまして3名でございます。</p> <p>58ページをお願いいたします。</p> <p>次に、割愛採用教職員の人事異動でございますが、割愛採用とは、採用が困難な職種や専門的な能力を持った職員に一定の期間、市の行政に尽力してもらうために行うもので、所属組織を一旦退職して市へ採用するという形になります。</p> <p>教育庁職員には現在、学校教育課長、学校教育課指導係主幹（総括）、教育センター主幹（総括）及び人権・部落差別解消教育課長の4名が割愛採用職員であり、そのうち今回、西胤学校教育課長が退職して学校現場に戻り、後任は、学校教育課阿部主幹（総括）が昇格いたします。1番下の清瀧主幹（総括）についてですが、これまで、そのままの身分で派遣される自治法派遣として、指導主事として勤務をしておりましたが、主幹（総括）への</p>

<p>教 育 長</p>	<p>昇格に伴い、割愛職員へ変更となるものでございます。 59ページを御覧ください。 自治法派遣教職員の人事異動でございますが、退職は、学校教育課小溝指導主事、人権・部落差別解消教育課杉野主幹（総括）の2名で、それぞれ小学校へ転出されます。採用は、福永指導主事を始め3名で、学校教育課に2名、人権・部落差別解消教育課に1名がそれぞれ小・中学校から転入されます。 報告第6号については、以上でございます。</p> <p>報告第6号 行政職員の人事異動の報告でございましたけれども、これについて何か御質問はございませんでしょうか。 報告事項は以上でございます。 その他について説明をお願いいたします。</p>
<p>教 育 総 務 課 長</p>	<p>4月期定例教育委員会の日程についてでございます。 4月27日木曜日13時30分から勉強会、15時から定例教育委員会をお願いしたいと思います。 以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>4月期の定例教育委員会は、4月27日木曜日13時半から勉強会で、15時から定例会ということでございますけれども、この件についてはよろしいでしょうか。 それではそのように決定をしたいと思いますので、よろしくお願い致します。 以上で予定していたものは終わりましたけれども、教育委員の皆さまから何かございませんでしょうか。</p>
<p>佐 々 木 委 員</p>	<p>最近話は出ていないのですが、子育て支援拠点の話は今、どうなっているのでしょうか。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>子育て支援拠点につきましては、教育委員会としては教育相談員や臨床心理士等が関わるということになります。こども未来課が12月議会に提案いたしました。中身をもう少し充実させることが必要ということで議会から否決を受けましたので、再検討している状況でございます。 この後、検討委員会を数回重ね、改めて最終的な原案を議会に提案することになりますので、提案前には教育委員の方にも新たな原案について、改めて教育委員会等で説明を申し上げたいと思っております。</p>

教 育 長	<p>今の時点でお答えできるのは、そういうところまでだと思いますが、よろしいですか。</p> <p>他に何かございませんか。</p> <p>その他御意見がないようですので、以上をもちまして3月の定例教育委員会を閉会いたします。</p> <p>お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: right;">終了時刻：午後4時1分</p>
-------	--